

湖西市ごみ減量市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化及び再生資源化の推進について、広く市民の意見を聴取するため、湖西市ごみ減量市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(聴取事項)

第 2 条 市民会議において意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) ごみの減量に関すること。
- (2) 資源分別及び再利用に関すること。
- (3) ごみの排出マナー及び意識高揚に関すること。
- (4) ごみの不法投棄に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ごみの減量、再資源化等の推進について必要な事項

(構成)

第 3 条 市民会議は、20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市内事業所の代表者
- (4) 自治会代表者
- (5) 市民団体に属する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、環境部ごみ減量課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。